

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)〔府令〕
- 国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通二)〔省令〕
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務一五)〔省令〕
- 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働三二)〔省令〕
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三三)〔省令〕
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産二二)〔省令〕
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二九)〔省令〕
- 計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院二)〔規則〕
- 繊維製品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(消費者庁四)〔告示〕
- 合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同五)〔告示〕
- 電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同六)〔告示〕
- 雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同七)〔告示〕
- 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準(総務一〇三)〔告示〕
- 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(同一〇四)〔告示〕
- 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件(同二〇五)〔告示〕
- 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件(同二〇六)〔告示〕
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務七八)〔告示〕
- 健康保険印紙の形式の一部を改正する件(同七九)〔告示〕
- 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)〔告示〕
- 特定事業者責任比率の一部を改正する件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)〔告示〕
- 再商品化義務総量の一部を改正する件(同二)〔告示〕
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同三)〔告示〕
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同四)〔告示〕
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)〔告示〕
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同七)〔告示〕
- 平成二十八年度使用教科書等掲載補償金額を定める件(文化庁二五)〔告示〕
- 平成二十八年度使用教科用拡大図書複製補償金額を定める件(同二六)〔告示〕
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数IIの一部を改正する件(厚生労働一〇五)〔告示〕
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一〇六)〔告示〕
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一〇七)〔告示〕
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一〇八)〔告示〕
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同一九)〔告示〕
- 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(同二〇)〔告示〕
- 次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件(同二一一)〔告示〕
- 入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(経済産業六三)〔告示〕
- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件(同六四)〔告示〕
- 電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)〔告示〕

(以下次のページへ続く)

合成繊維	ナイロン繊維	ナイロン
	ポリエステル系合成繊維	NYLON POLYESTER
無機繊維	ポリウレタン系合成繊維	ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維	ポリエチレン
	ビニロン繊維	ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維	ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維	ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリル
	ポリプロピレン系合成繊維	アクリル系 ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸
	アラミド繊維	アラミド
	右記以外の合成繊維	「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧内に用いて記したものを(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
羽毛	ガラス繊維	ガラス繊維
	金属繊維	金属繊維
	炭素繊維	炭素繊維
	右記以外の無機繊維	「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧内に用いて記したものを(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
その他のもの	ダウン	ダウン
	フエザー	フエザー
その他のもの	その他の羽毛	

分類外繊維 右記各項目に掲げる繊維等以外の繊維

「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧内に用いて記したものを(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)

備考 上欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

別表第七(第六条、第七条関係)

- 一 金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸の組成繊維(金属糸、漆糸、その他の繊維以外のもので加工された糸並びにスリット糸、抄織糸及びセロファン糸を使用する旨を付記する場合に限り、これらの糸を二種類以上使用しているときは、一種類の糸の名称を表す用語に「等」の用語を併記することをもって全ての糸の名称を付記することに代えることができるものとする)
- 二 ネットプ又はスラブの部分とネットプ又はスラブ以外の部分の組成が異なるネットプヤーン及びスラブヤーン並びにこれを使用して製造し又は加工した繊維製品のネットプ又はスラブの組成繊維(ネットプ又はスラブの組成繊維の種類及びネットプヤーン又はスラブヤーンを使用してある旨を付記する場合に限る)
- 三 芯を使用している羽織ひも及び帯締めについては、芯の組成繊維(芯を使用している旨を付記する場合に限る)

別表第八(第八条関係)

一 日本工業規格 JIS 5001 (繊維製品の取扱に関する表示記号及びその表示方法) の三・二の表一(洗濯処理の記号) の記号番号 〇〇〇及び三・六の表七(ウエットクリーニング処理の記号) の記号番号 七〇〇の取扱表示	水洗い処理
二 日本工業規格 JIS 5001 (繊維製品の取扱に関する表示記号及びその表示方法) の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号) の記号番号 六二〇又は六二一の取扱表示	石油系法ドライクリーニング処理
三 日本工業規格 JIS 5001 (繊維製品の取扱に関する表示記号及びその表示方法) の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号) の記号番号 六一〇又は六一一の取扱表示	パークロロエチレン法、ドライクリーニング処理
四 日本工業規格 JIS 5001 (繊維製品の取扱に関する表示記号及びその表示方法) の三・六の表六(ドライクリーニング処理の記号) の記号番号 六〇〇の取扱表示	パークロロエチレン法、ドライクリーニング処理及び石油系法ドライクリーニング処理

〇消費者庁告示第五号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号) 第三条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官 岡村 和美

合成樹脂加工品品質表示規程(表示事項)

第一条 合成樹脂加工品の品質に関し表示すべき事項は次の表の上欄に掲げる合成樹脂加工品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、第二条第十号で定めるように表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であつて、全ての表示事項を表示できないときは、当該表示すべき事項のうち一部を省略することができることとし、また、合成ゴムを製品の一部に使用して製造した食器、食卓用又は台所用の器具(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く)の品質に関し表示すべき事項については、雑貨工業品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第七号)による。

品名	合成樹脂加工品	
	品質に關し表示すべき事項	品質に關し表示すべき事項
ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋、ラインフィルムの厚さが〇・〇五ミリメートル以下、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。以下同じ。	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 枚数 五 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 枚数 五 取扱以上の注意
食器、食卓用又は台所用の器具	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等(瓶、皿、コップ、食品用シール容器等)の容量表示を必要とし、バルケース等の容量表示を必要としない容器を除く。以下「台所用容器等」という。	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
碗、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器(以下「皿等」という。)	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
主な板	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
製水用器具	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
その他のもの(以下「食器用の器具等」という。)	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
盆	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
水筒	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
籠	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 寸法 四 取扱以上の注意
たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度(浴槽蓋に限る。) 三 耐熱温度(バケツに限る。) 四 寸法(浴槽蓋に限る。) 五 容量(たらい及びバケツに限る。) 六 取扱以上の注意	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度(浴槽蓋に限る。) 三 耐熱温度(バケツに限る。) 四 寸法(浴槽蓋に限る。) 五 容量(たらい及びバケツに限る。) 六 取扱以上の注意

品名	品質に關し表示すべき事項
湯たんば	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 容量(湯を入れるものに限る。) 四 取扱以上の注意

第二 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者は、次の事項を遵守するものとする。

第一 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という。)の種類を表示に際しては、次の表の上欄に掲げる原料樹脂の種類に於てそれぞれ同表の下欄に掲げる原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。二種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記すること。二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記すること。

原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語
エチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリエチレン
プロピレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリプロピレン
塩化ビニルを主成分として重合した合成樹脂	塩化ビニル樹脂
フェノール類とホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	フェノール樹脂
ユリアとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	ユリア樹脂
メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	メラミン樹脂
多価アルコール類と不飽和多塩基酸類との縮合物を主成分とする合成樹脂	不飽和ポリエステル樹脂
スチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリスチレン
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	スチロール樹脂
スチレンとアクリロニトリルとブタジエンを主成分として共重合した合成樹脂	AS樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	ABS樹脂
ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	メタクリル樹脂
ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	アクリル樹脂
主鎖にエーテル結合を持つ合成樹脂	ポリカーボネート
主鎖にアミド結合を持つ合成樹脂	ポリアセタール
	ポリアミド
	ナイロン

脂肪族ジアミン又はグリコール類とジイソシアネート類の重付加物を主成分とする合成樹脂

エチレングリコールとテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルを主体として縮合し、重合した合成樹脂

塩化ビニリデンを主成分として重合した合成樹脂

ブタジエンを主成分として重合した合成樹脂

エチレンと酢酸ビニルを主成分として共重合した合成樹脂

メチルペンテンを主成分として重合した合成樹脂

メタクリル酸メチルとスチレンを主成分として共重合した合成樹脂

前各項上欄に掲げる原料樹脂以外の原料樹脂

原料樹脂の種類を併記して表示すること

二 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することが出来るポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した場合、樹脂加工品にあつては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示すること(食食用、食卓用又は台所用の器具に限る)。

三 耐熱温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。この場合において、本体、蓋等のうち二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用しているときは、それぞれ部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示すること。

一 試験方法 耐熱温度の試験は、日本工業規格S2029(プラスチック製食器類)の七・四に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、五十度を起点として十度おきに行う。ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の原料樹脂の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、当該推定により相応と認められる温度を起点とすることができる。なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。

二 耐熱温度 耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。  
耐熱温度 = 50 + (50 - 50) × (1 - 0.01 × 時間)

四 耐冷温度の表示に際しては、次の表に定める試験により測定した温度を表示すること。

一 試験方法 耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、一時間保持したのち、これを取り出し、そのまま二時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験をマイナス十度を起点として十度おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあつては、常温の水を容器の約八パーセント入れておく)。なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。

二 耐冷温度 耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。  
耐冷温度 = 50 - (50 - 50) × (1 - 0.01 × 時間)

五 容量の表示に際しては、容量が一リットル以上の場合にあつてはリットル単位で、一リットル未満の場合にあつてはミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、その容量を表す数値のプラス十パーセント以内、マイナス四パーセント以内とする。ただし、

水筒及び食食用、食卓用又は台所用の器具のうち冷蔵庫用本筒にあつてはプラス・マイナス五パーセント以内とする。なお、水筒のうち付属品として中栓のある製品の場合にあつては、中栓をしたときの容量を表示すること。  
六 寸法の表示に際しては、次の方法により行うものとする。  
(一) ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さを、いずれを指すかを分かりやすく示して表示することとし、縦及び横の長さについてはその製品の外形寸法を、フィルムの厚さについては日本工業規格Z1702(包装用ポリエチレンフィルム)の七・三に規定する測定方法により測定した寸法をそれぞれミリメートル単位で表示すること。この場合において表示値の誤差の許容範囲は、縦の長さにあつてはプラス四パーセント以内、マイナス〇パーセントとし、横の長さ及びフィルムの厚さにあつてはそれぞれ次の表一及び表二によるものとする。

Table 1: Dimensions and tolerance ranges for bags. Columns: Dimension (横の長さ, 縦の長さ, フィルムの厚さ), Tolerance Range (許容範囲).

Table 2: Dimensions and tolerance ranges for films. Columns: Dimension (フィルム厚さ), Tolerance Range (許容範囲).

Table 3: Dimensions and tolerance ranges for containers. Columns: Dimension (容 容), Tolerance Range (許容範囲).

- (二) まな板については、まな板の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五ミリメートル以内とする。
- (三) 浴槽蓋については、浴槽蓋の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること（折り畳み蓋については、幅にあつては心材の長さ、長さにあつては心材端部の長さを表示すること。）この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、幅にあつてはプラス・マイナス五ミリメートル以内、長さにあつてはプラス・マイナス十三ミリメートル以内とする。なお、幅及び長さの測定は、浴槽蓋を組み合わせた状態又は広げた状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用して行うこと。
- 七 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋の枚数の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、マイナス〇とする。
- 八 取扱以上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。
  - (一) 火のそばに置かない旨。
  - (二) 熱い鍋等を載せない旨（まな板に限る。）。
  - (三) レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によつて変質することがある旨（スチロール樹脂製のものに限る。）。
  - (四) 湯を満杯にして使用する旨（湯たんばに限る。）（五）において同じ。ただし、軟質の樹脂製のものにあつては、「湯は約三分の二程度にとどめ、空気を抜いて使用すること」等材質に応じた適切な湯量の表示を行うこと。
  - (五) 長時間にわたり身体に密着して使用しない旨。
  - (六) 手をついたり、乗ったりしない旨（浴槽蓋に限る。）。
  - (七) 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る。）。
  - (八) 冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）。
  - (九) 電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じた注意すべき事項（台所用容器等及び皿等に限る。）。

- 九 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
- 十 表示は、合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱以上の注意の表示については、本体刻印、本体印刷又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。なお、表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であつて、全ての表示事項を表示できないときは、第一条に定める表示事項のうち、容量及び取扱以上の注意を省略して表示することができる。

附則  
 (施行期日)  
 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 平成三十年三月三十一日までの間に合成樹脂加工品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○消費者庁告示第六号  
 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。  
 平成二十九年三月三十日  
 消費者庁長官 岡村 和美

電気機械器具品質表示規程  
 (表示事項)  
 第一条 電気機械器具の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる電気機械器具について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。  
 (遵守事項)  
 第二条 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第二のとおりとする。

附則  
 (施行期日)  
 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 平成三十年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のもの）に限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。以下同じ。	一 冷房能力 二 区分名（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 三 冷房消費電力 四 暖房能力（暖房のできるものに限る。） 五 暖房消費電力（暖房のできるものに限る。） 六 通年エネルギー消費効率（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 七 使用上の注意
テレビジョン受信機	一 年間消費電力量 二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三においても同じ。） 三 受信機サイズ 四 使用上の注意
電気パネルヒーター	一 放熱の方式 二 温度調節の方式 三 暖房能力 四 熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。） 五 使用上の注意
電気毛布	一 種類 二 繊維の組成 三 使用上の注意